

# 「東海村土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例」の手引き

平成31年3月作成 令和2年3月改訂  
東海村 村民生活部 環境政策課  
生活環境保全担当 029-282-1711

【目次】	1
1 条例の目的及び用語の定義	2
1-1 条例の目的	2
1-2 土砂等とは	2
1-3 改良土とは	2
1-4 土地の埋立て等とは	2
1-5 埋立て等区域	2
2 許可が必要となる土地の埋立て等	3
3 許可等の基準について	4
○土砂等の性質について	5
○有害物質による汚染の状態について	6
○水素イオン濃度指数について	9
○技術上の基準について	9
○周辺環境の保全及び災害防止に関する計画について	10
4 事業の流れ	12
5 事前協議の手続きについて	13
5-1 事前協議について	13
5-2 事前協議に必要な書類	13
5-3 事前協議の流れ	13
6 本申請の手続きについて	13
6-1 本申請に必要な書類	13
6-2 土壌の調査方法について	15
6-3 許可（不許可）の決定について	15
7 許可後の留意事項について	15
7-1 標識の設置	15
7-2 許可後に提出する届出	15
7-3 土壌の定期調査報告について	16
7-4 帳簿への記載について	16
7-5 許可の変更申請について	16
7-6 軽微な変更の届出について	17
7-7 許可の取り消しおよび停止について	17
8 各様式の記載方法について	18
9 申請様式等の提出時期について	34
10 その他の書類について	35

# 1 条例の目的及び用語の定義

## 1-1 条例の目的

土砂等による土地の埋め立て等について、村、土地の埋め立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的としています。

## 1-2 土砂等とは

土砂及び土砂に混入し、又は付着したものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物を除くものとする。具体的には、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいい、岩石や化石など自然物を含めたものをいう。

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）の別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものは、埋立て等に利用できます。（P5参照）

## 1-3 改良土とは

土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混交し、科学的安定処理したものをいいます。埋立て等には利用できません。（P5参照）

## 1-4 土地の埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積

埋立て……周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること。

盛土……周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの。

堆積……周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの。



## 1-5 埋立て等区域

実際に土地の埋立て等を行う土地の区域をいい、土地登記簿に記載されている面積ではなく、実際に土地の埋立て等を行う区域の面積をいいます。

## 2 許可が必要となる土地の埋立て等

土地の埋立て等を行う場合、5,000㎡未満の土地の埋立てについては、事前に村の許可を受けなければなりません。ただし、下記の要件に該当する場合は適用除外となります。

### 【適用除外】

- ① 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行うもの。
- ② 国，地方公共団体が行うもの。
- ③ その他規則で定める者が行う土地の埋立て等。

東日本高速道路株式会社	日本下水道事業団	自動車安全運転センター
土地改良区	土地改良区連合	土地区画整理組合
地方住宅供給公社	地方道路公社	土地開発公社
独立行政法人	国立大学法人	
地方公共団体がその資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって，土壌汚染又は災害の防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者として村長が認定した者		

- ④ 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって規則で定めるもの。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて行うもの
採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づくもの
森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行うもの
道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を受けて行うもの
農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可を受けて行うもの
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定による許可を受けて行うもの
都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を受けて行うもの
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を受けて行うもの
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けて行うもの
河川法（昭和39年法律第167号）第24条，第25条，第26条第1項，第27条第1項，第55条第1項，第57条第1項，第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を受けて行うもの

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けて行うもの
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を受けて行うもの
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を受けて行うもの
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可を受けたもの
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行うもの
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壤処理施設において行うもの
東海村法定外公共物管理条例（平成14年東海村条例第38号）第4条第1項の規定による許可を受けて行うもの

⑤ その他許可を要しないもの。

災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土地の埋立て等
運動場，駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の実管理行為として行う土地の埋立て等
製品の製造若しくは加工又は販売のために行う土砂等の堆積
建設工事のために一時的に行う土砂等の堆積 ※概ね30日以内に土砂等の堆積が，搬入から搬出までが完了する（土砂がなくなる）もの。
宅地の分譲又は集合住宅等の建築を目的に行う土地の埋立て等であって，その平均的な高さが50センチメートル未満のもの
宅地内において当該宅地に居住する者が庭の造成又は管理のために行う土地の埋立て等

### 3 許可の基準について

下記条件のいずれにも適合していること。

- (1) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質が建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1（※1）に掲げる第1種建設発生土，第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するもので，改良土でないこと。（P5 参照）
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等が，茨城県内で発生し，土砂等の発生場所から直接埋立て等区域に搬入されるものであること。
- (3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛，砒ひ素，トリクロロエチレンその他の物質であって，それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの（※2，※3，※4，※5）をいう。以下同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合していること。（P6 参照）

- (4) 土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。  
(P9 参照)
- (5) 埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則で定める基準に適合していること。(P10 参照)
- (6) 土地の埋立て等を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。(誓約書あり)
- ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定める者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 第22条の規定により許可を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない者(当該取消しを受けた者が法人であるときは、当該取消しの日当該法人の役員であった者を含む。)
  - オ 第23条1項又は第2項の規定による命令を受け、当該命令に係る措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。)
  - カ 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - キ 東海村暴力団排除条例(平成24年東海村条例第2号。以下「暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
  - ク 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ケ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。)がアからクまでのいずれかに該当するもの(参考様式有り)
  - コ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの(参考様式有り)
  - サ 個人で規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの(参考様式有り)
  - シ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

○土砂等の性質について

※1 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 別表第1

※村は第四種建設発生土による埋立ては認めない。

<p>第一種建設発生土(砂、礫<sup>れき</sup>及びこれらに準ずるものをいう。)</p>	<p>工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料</p>
--	--

第二種建設発生土（砂質土、礫 <sup>れき</sup> 質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

○有害物質による汚染の状態について

※2 東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 別表第1（第9条、第10条関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 の 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格 K0102 の 38 に定める方法（日本産業規格 K0102 の 38. 1. 1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。）付表 1 に掲げる方法
有機 <sup>りん</sup> 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。）付表 1 に掲げる方法又は日本産業規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき	日本産業規格 K0102 の 54 に定める

	0.01 ミリグラム以下	方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65.2（日本産業規格65.2.7を除く。）に定める方法（日本産業規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
ひ 砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下かつ 埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにおいては、日本産業規格 K0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにおいては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号）付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエ	検液 1 リットルにつき 0.1	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は



チレン	ミリグラム以下	5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 の 34. 1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34. 4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては, 蒸留試薬溶液として, 水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル, りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し, 水を加えて 1, 000 ミリリットルとしたものを用い, 日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを

		追加する。)に定める方法又は34. 1. 1c(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機<sup>りん</sup>燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

○水素イオン濃度指数について

※3 別表第2(第9条, 第10条関係)

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」基準

○技術上の基準について

※4 別表第3(第10条関係)

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表のとおりとする。

土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配
盛土又は堆積にあっては 10メートル以	垂直 1メートルに対する水平距離が 2メートル

下、埋立てにあっては原則 10 メートル以下（安定計算により安全が確認された場合にあっては、村長が認める高さ）	（土地の埋立て等の高さが 5 メートル以下の高さにあっては、垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル）以上の勾配
---	---

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- 5 土地の埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが 5 メートルごとに幅 1 メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高 30 センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

## ○周辺生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の適合について

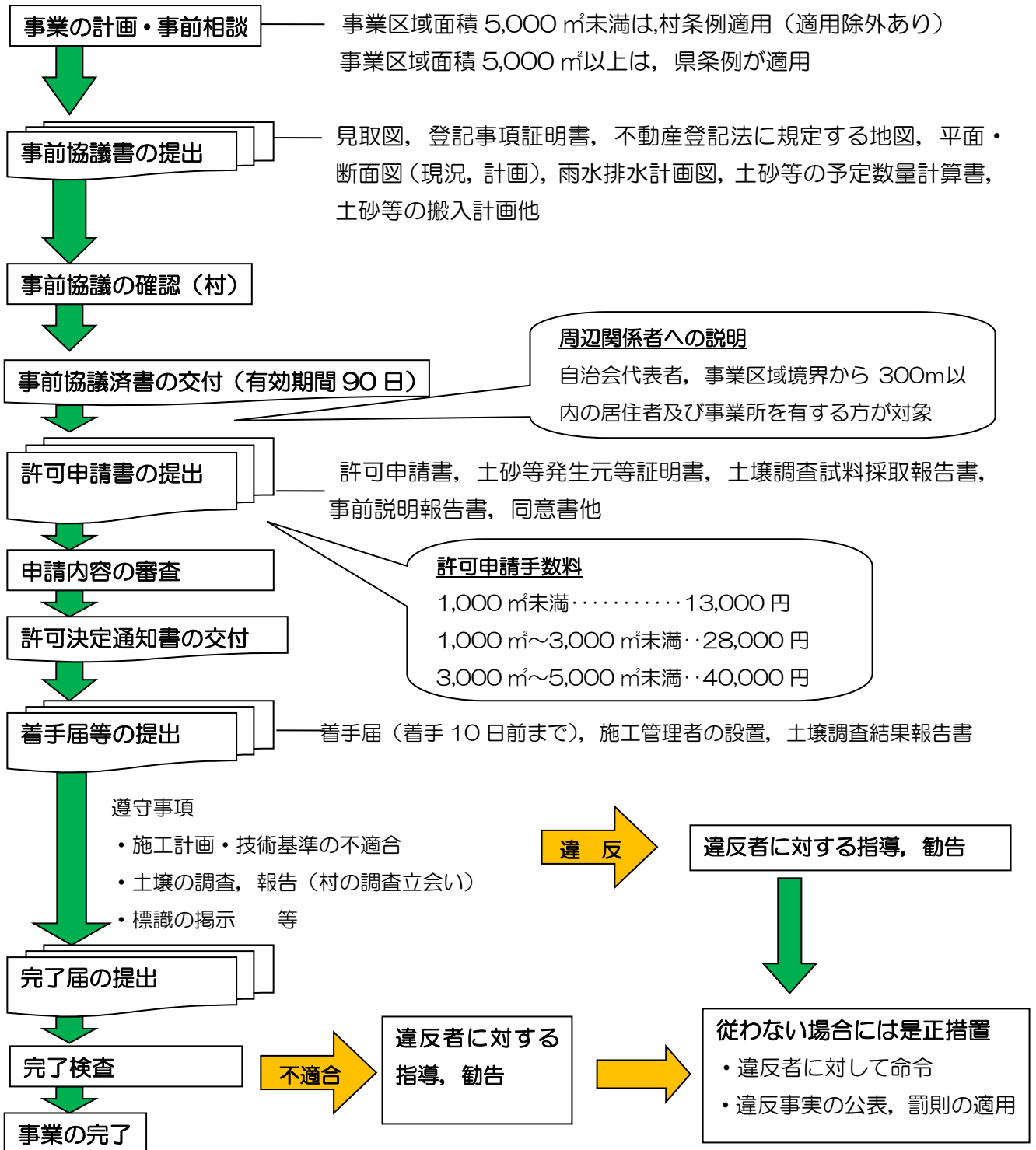
### ※5 別表第 4（第 10 条関係）

土地の埋立て等の 施工管理体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</li> <li>2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。</li> <li>3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。</li> <li>4 埋立て等区域への出入口は、原則として 1 箇所とし、作業終了後は施錠すること。</li> <li>5 埋立て等区域への土砂等の搬入は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとすること。</li> </ol>
粉じんの飛散及び 雨水等の流出の防 止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</li> <li>2 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</li> <li>3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある</li> </ol>

	<p>場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
騒音及び振動の防止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 騒音に係る規制規準については、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 9 号）に規定する特定建設作業に準ずること。</li> <li>2 振動に係る規制規準については、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定する特定建設作業に準ずること。</li> </ol>
交通安全対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</li> <li>2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</li> <li>3 搬入経路が通学路に当たるときは、東海村教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</li> <li>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</li> <li>5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。</li> <li>6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。</li> </ol>
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋立て等区域の周辺地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</li> <li>2 埋立て等区域の周辺地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</li> <li>3 埋立て等区域の地耐力（地盤の支持力及び沈下が生じないことをいう。）については、支持力を評価する試験にあっては平板載荷試験、ボーリング試験、スウェーデン式サウンディング試験等を、沈下が生じないことを評価する試験にあっては室内土質試験等をそれぞれ 1 箇所以上行うこと。ただし、沈下が生じないことの評価については、ボーリング試験又はスウェーデン式サウンディング試験等の結果から推定したものにより代えることができる。</li> </ol>

#### 4 事業の流れ

対象：事業区域の面積が 5,000 ㎡未満の土地の埋立て、盛土及び堆積



※事業計画から事業着手まで数ヶ月を要する場合があります。余裕を持って申請ください。

審査期間の目安：事前協議の審査（約 30 日），許可申請の審査（約 14 日）

※申請についてのご相談は，事前に環境政策課 生活環境保全担当までお問い合わせください。

## 5 事前協議の手続きについて

許可の申請をする前に、事業計画について事前協議を行う必要があります。

### 5-1 事前協議について

事前協議では、土地の埋立て等の事業計画について、村関係課より意見を聴取します。意見聴取は環境政策課で行いますが、事業を計画するために必要な許可や届出等に日数を要する場合には、事前に村関係課と打ち合わせを行ってください。

### 5-2 事前協議に必要な書類

事前協議には、下記の書類を2部作成し、インデックスを作成して提出してください。

- (1) 土地の埋立て等事前協議書（様式第1号）
- (2) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (3) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (4) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (5) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第2号）
- (8) 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面
- (9) その他村長が必要と認める書類

### 5-3 事前協議後の流れ

関係各課からの意見聴取及び現地調査を行った後に、土地の埋立て等事前協議済書（様式第3号）を郵送します。協議済書に記載されている指摘事項を調整・改善した後に許可申請をお願いいたします。

#### 許可申請手数料

埋立て等を行う区域の面積	許可申請手数料の金額	変更許可申請手数料の金額
1,000㎡未満	13,000円	6,000円
1,000㎡以上 3,000㎡未満	28,000円	15,000円
3,000㎡以上 5,000㎡未満	40,000円	27,000円

## 6 本申請の手続きについて

事前協議が終了後、土地の埋立て等の許可を得るためには本申請を行っていただく必要があります。（事前協議済書の通知日から90日以内）

### 6-1 本申請に必要な書類について

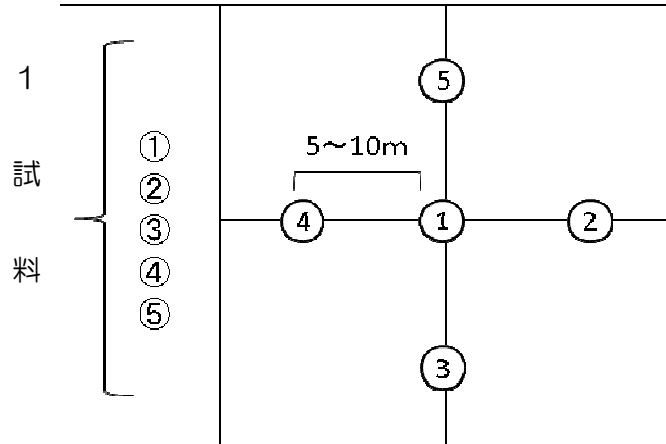
本申請には以下の書類を正副の2部作成してください。副本に許可書を添付してお返しします。本申請の際には書類目次を作成し、インデックスを作成して提出してください。

添付書類は、P35「その他の書類について」も参照してください。

- ① 土地の埋立て等許可申請書（様式 5 号）（事前協議済書の通知日から 90 日以内）
- ② 埋立て等区域の位置を示す図面及び付近の見取図
- ③ 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ④ 埋立て等区域の現況平面図，現況断面図及び面積計算書
- ⑤ 埋立て等区域の計画平面図，計画断面図及び雨水排水計画図
- ⑥ 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書
- ⑦ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第 2 号）
- ⑧ 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面
- ⑨ 土地の埋立て等を行おうとする者の住民票の写し（法人の場合は，当該法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- ⑩ 土地の埋立て等を行おうとする者が条例第 10 条第 6 号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（任意書式）
- ⑪ 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書類（埋立て等区域が自己所有でない場合に限る。）
- ⑫ 工事請負契約書の写し（土地の埋立て等を行おうとする者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合に限る。）
- ⑬ 施工管理者の住民票の写し
- ⑭ 土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元等証明書（様式第 6 号）
- ⑮ 土砂等の発生から処分までのフローシート
- ⑯ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所に係る位置を示す図面，現況平面図及び面積計算書
- ⑰ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において，土壤の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書（様式第 7 号）及び地質分析結果証明書（様式第 8 号。計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 12 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。）
- ⑱ 擁壁の構造計画，応力算定及び断面算定を記載した構造計算書（埋立て等区域内に擁壁を設置する場合に限る。）
- ⑲ 周辺関係者に対する土地の埋立て等事前説明報告書（様式第 9 号）
- ⑳ 土地所有者等の同意を得たことを証する書類（土地権利関係者，埋立ての影響を受ける者について，所在地，同意年月日，同意者の住所氏名，印を記入すること。）
- ㉑ 許可申請手数料（P13 参照）
- ㉒ 前各号に掲げるもののほか，村長が必要と認める書類

## 6-2 土壌の調査方法について

土壌の調査は、土砂の発生場所を 3,000 m<sup>2</sup>以内の区域に等分して調査すること。採取は等分した各区域ごとに、区域の中央の地点から5mから10mまでの4地点の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量としてください。



## 6-3 許可（不許可）の決定について

許可が決定してからの着工となり、申請から許可決定まで最短でも2週間ほどかかります。許可まで時間を要する場合がありますので、余裕を持って早めの申請をお願いいたします。

## 7 許可後の留意事項について

許可を受けた後は、以下のことに留意して業務を行ってください。

### 7-1 標識の設置

許可を受けた後、埋立て等区域の土砂等搬入車両の出入り口付近の目立つ場所に、様式第17号の標識を設置してください。設置がない場合は罰金を科せられることがあります。

### 7-2 許可後に提出する届出について

#### ① 着手した場合

埋立て等に着手しようとするときは、着手する日の10日前までに土地の埋立て等着手届（様式第14号）を提出してください。

#### ② 完了した場合

埋立て等を完了して15日以内に土地の埋立て等完了届（様式第19号）に必要な添付書類を添えて提出してください。

- 埋立て等区域の構造に関する図面
- 埋立て等区域の写真（施工前、施工中、施工後）
- 土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第15号）
- 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真



- 土壌調査の試料採取報告書（様式第7号）
- 地質分析結果証明書（様式第8号）

### ③ 廃止（休止）した場合

土地の埋立て等を廃止し、又は30日以上休止しようとするときは、廃止した日及び休止した日から15日以内に土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第20号）を必要な添付書類を添えて提出してください。

廃止の場合：埋立て等区域の構造に関する図面

休止の場合：埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置に関する図面

共通書類：土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第15号）

土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び写真

土壌調査の試料採取報告書（様式第7号）

地質分析結果証明書（様式第8号）

### ④ 休止した埋立てを再開した場合

休止した埋立て等を再開する日の10日前までに土地の埋立て等再開届（様式第21号）を提出してください。

## 7-3 土壌の定期調査報告について

埋立て等を着手してから完了、廃止するまでの間、3,000㎡に等分した区域ごとに、着手した日から90日ごとに1回、物質については別表第1の左欄に掲げる物質の土壌調査、土砂等の性質については別表第2左欄に掲げる水素イオン濃度指数を調査する。調査は村職員立会のうえ行います。調査結果は調査の終了した日から1カ月以内に以下の書類を添付して報告してください。

- 土地の埋立て等に係る土壌調査報告書（様式第15号）
- 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び写真
- 土壌調査の試料採取報告書（様式第7号）
- 地質分析結果証明書（様式第8号）

## 7-4 帳簿への記載について

埋立て等を行った日は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第18号）の記載を行ってください。

## 7-5 許可の変更申請について

許可後に以下の変更が生じた場合には、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第11号）に変更が生じた書類を添付して提出してください。なお、変更申請には申請手数料が発生します。

埋立て等区域の面積変更、土地の埋立て等の期間の変更（延長のみ）

土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者の変更、

土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所（発生元）の変更、

土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（増加のみ）、

土地の埋立て等の施工に関する計画変更，  
埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画  
※変更許可手数料は P13 参照。

#### 7-6 軽微な変更の届出について

許可後に以下の軽微な変更が生じた場合には，土地の埋立て等軽微変更届（様式第 12 号）を必要書類を添付して提出してください。手数料は発生しません。

- 土地の埋立て等の許可を受けた者又は施工管理者の住所又は氏名の変更された場合  
※個人の場合は住民票，法人の場合は法人登記事項証明書を添付。
- 法人の主たる事務所の所在地，名称，又は代表者の氏名の変更となった場合  
※新しい施工管理者の住民票を添付。
- 埋立て等期間の短縮
- 土砂等の数量の変更（減少のみ）
- 前の 2 つに係る変更についての施工に関する計画の変更

#### 7-7 許可の取消し及び停止について

以下の事項に該当した場合は許可の取消し及び停止の命令が出されます。

- 偽りその他不正な手段により許可，変更許可を受けたとき。
- 埋立て等の目的又は埋立て等の区域の位置を変更するとき
- 条例第 10 条第 1 号から第 5 号の許可の基準に違反したとき
- 条例第 10 条第 6 号（工を除く）欠格事項に違反したとき
- 村が許可に際して付した条件に違反したとき
- 条例第 23 条第 2 項の停止・措置命令等に従わないとき

## 8 各様式の記載方法について

### 様式第1号 土地の埋立て等事前協議書

様式第1号（第3条関係）

（表）  
土地の埋立て等事前協議書

年 月 日

東海村長 様

計画者 住所  
氏名 ① ②  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

土地の埋立て等の目的	②	
埋立て等区域の位置及び面積	位置 ③	面積（実測） m <sup>2</sup>
土地の埋立て等を行う期間	④ 許可日から 年 月 日まで	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生場所	⑤	
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	⑥	m <sup>3</sup>

- ① 計画者：当該土地の所有者の住所、氏名、印鑑、電話番号を記載する。法人の場合は事務所の所在地、法人名、代表取締役名を記載する。（所有者以外の場合、権利関係を証する書類の添付）
- ② 土地の埋立て等の目的  
埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、どのような目的（具体的に）で埋立て等を行うのかを記載する。
- ③ 埋立て等区域の位置及び面積  
区域に利用する土地の地番を記入する。利用する土地の実測合計面積を記入する。
- ④ 土地の埋立て等を行う期間  
埋立て等の終了予定日を記入する。（必要以上に長い期間は認めない。）

- ⑤ 埋立て等に用いる土砂の発生させる者及び発生する場所  
土砂等を発生させる土地の所有者及び発生する場所を記載する。
- ⑥ 埋立てに用いる土砂等の数量  
予定数量計算書に基づき、土砂の発生量を整数で記入する。(小数点以下については切捨て。)

様式第2号 土地の埋立てに用いる土砂等の搬入計画

様式第2号(第3条,第9条関係)

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

① 発生元事業者名	搬入計画					
	② 予定数量 (m <sup>3</sup> )	③ 最大数量/日 (m <sup>3</sup> )	④ 搬入期間	⑤ 搬入時間	⑥ 搬入土砂 等の区分	⑦ 発生場所
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
合 計						

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

- ① 発生元事業者名：土砂を発生させる者を記載してください。例：工事の発注者等
- ② 予定数量：発生する土砂の予定量を記載してください。
- ③ 最大数量/日：1日に運搬する最大の土砂の量を記載してください。
- ④ 搬入期間：土砂等を搬入する期間を記載してください。
- ⑤ 搬入時間：土砂等を搬入する時間を記載してください。
- ⑥ 搬入土砂等の区分：「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表第1に規定する、第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれに該当するものなのかを記載する。
- ⑦ 発生場所：土砂の発生する場所を記載する。

様式第5号 土地の埋立て等許可申請書

様式第5号（第9条関係）

（表）  
土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所 ①

氏名 ②

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

土地の埋立て等の目的	②		
埋立て等区域の位置	位置 ③	埋立て区域の面積	（実測） ④ m <sup>2</sup>
土地の埋立て等を行う期間	⑤ 許可日から 年 月 日まで		
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者	⑥		
土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所	⑦		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	⑧ m <sup>3</sup>		
土地の埋立て等の施工に関する計画	⑨		
埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画	⑩		
施工管理者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 ⑪ 電話番号		
土地の埋立て等に用いる建設機械の種類及び台数	⑫		

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

- ① 申請者：申請者の住所、氏名、電話番号を記載し、実印を押印してください。申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ② 土地の埋め立て等の目的

埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、何に利用するのかを記入する。

例：資材置き場、駐車場

- ③ 埋立て等区域の位置：埋立て等を行う場所の住所を記載する。
- ④ 埋立て区域の面積：埋立て等を行う場所の総面積を記載する。
- ⑤ 土地の埋立て等を行う期間：埋立て等を行う予定期間を記載する。
- ⑥ 土地の埋立て等に用いる土砂を発生させる者：土砂等を発生させる事業主を記載する。
- ⑦ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所：土砂等を発生させる工事の場所を記載する。
- ⑧ 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量：埋立て等に用いる土砂等の総量を記載する。
- ⑨ 土地の埋立て等の施工に関する計画：施行規則の別表 3 の内容を踏まえて該当するものについて計画内容を記載する。  
例：別表 3 の 5 の埋立て等の高さが 7m であるため、5m のところで幅 1m の段を設けた計画とします。
- ⑩ 埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画：施行規則の別表 4 の内容を踏まえて該当するものについて計画内容を記載する。
- ⑪ 施工管理者の住所、氏名及び電話番号：土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った者で、土地の埋立て等の施工中の現場に施工管理者を常駐できる者とします。
- ⑫ 土地の埋立て等に用いる建設機械の種類及び台数：使用する建設機械の種類、台数を記載する。

様式第6号 土砂等発生元等証明書

様式第6号（第9条関係）

土砂等発生元等証明書

年 月 日

東海村長 様

土砂等の発生者 住所 ①

氏名 ②

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

工 事 名	②
工事施工場所	③
工事発注者	④
工事施工期間	⑤ 年 月 日～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生数量	⑥ m <sup>3</sup> （うち処分契約数量 m <sup>3</sup> ）
今回の証明に係る土砂等の発生数量	⑦ m <sup>3</sup>
発生土砂等の区分	⑧
発生土砂等の運搬契約者	住所 ⑨ 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
発生土砂等の最終処分事業者	住所 ⑩ 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

- ① 土砂の発生者：土砂等が発生する土地の所有者の住所、氏名を記載する。
- ② 工事名：土砂等が発生させる工事の名称を記載する。
- ③ 工事施工場所：土砂等が発生させる工事の場所を記載する。
- ④ 工事発注者：土砂等が発生させる工事の発注者の住所、氏名を記入する。
- ⑤ 工事施工期間：土砂等が発生させる工事の工期を記載する。



- ⑥ 工事に係る土砂等の発生数量：工事で発生する土砂等の総量を記載する。
- ⑦ 今回の証明に係る土砂等の発生数量：今回，土地の埋立て等に使用する土砂等の数量を記載する。
- ⑧ 発生土砂等の区分：「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表第1に規定する，第一種建設発生土，第二種建設発生土，第三種建設発生土のいずれに該当するものなのかを記載する。
- ⑨ 発生土砂等の運搬契約者：発生した残土等を運搬する事業者の住所，氏名を記載する。
- ⑩ 発生土砂等の最終処分業者：発生した残土等を最終処分する事業者の住所，氏名を記載する。

様式第7号 土壤調査試料採取報告書

様式第7号 (第9条, 第16条関係)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

東海村長 様

報告者 住所 ①

氏名 ②

(法人にあつては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第9条第3項第16号及び第16条第2項に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検体番号	②
採取者	③
採取年月日	④ 年 月 日
採取場所	⑤
採取日の天候	⑥
採取深度	⑦

備考 検体番号の欄には, この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

- ① 報告者：土砂等による埋立て等の許可を受けようとする者の住所, 氏名, 電話番号を記載する。
- ② 検体番号：様式第8号「地質分析結果証明書」に記載されている検体番号を記載する。
- ③ 採取者：試料を実際に採取した者の所属, 氏名を記載する。
- ④ 採取年月日：試料を採取した年月日を記載する。
- ⑤ 採取場所：土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の住所を記載する。
- ⑥ 採取日の天候：採取日（採取時）の天候を記載する。
- ⑦ 採取深度：試料を採った深さをcm（センチメートル）単位で記載する。

様式第9号 土地の埋立て等事前説明報告書

様式第9号（第9条関係）

土地の埋立て等事前説明報告書

年 月 日

東海村長 様

計画者 住所

氏名 ① ②

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定により行った土砂等による土地の埋立て等の説明会等の結果を、次のとおり報告します。

事前説明の対象者	・自治会等の代表者（ 名） ・居住者数（ ② 戸） ※300メートル以内の区域の居住者 ・事業所数（ 社） ※300メートル以内の区域の事業所	
説明会の開催	開催の有無	③ 有 ・ 無
	開催日時	④ 年 月 日（ ） : ~ :
	開催場所	⑤
	出席者の状況	居住者 戸のうち出席者 戸 事業所 ⑥ 社のうち出席事業所 社
	説明を受けた者	別紙名簿のとおり ※任意様式 ⑦
	説明会の議事録	別紙のとおり ※任意様式 ⑧
戸別訪問の状況	別紙名簿のとおり ※任意様式 ⑨	
	意見等 ⑩	

備考 名簿は、説明を受けた者の自書により作成すること。

- ① 計画者：当該土地の所有者の住所、氏名、印鑑、電話番号を記載する。法人の場合は事務所の所在地、法人名、代表取締役名を記載する。（所有者以外の場合、権利関係を証する書類の添付）
- ② 事前説明の対象者：敷地境界から 300 メートルのラインを引いた時にかかる、自治会長数、居住者数、事業者数を記載する。

- ③ 説明会の開催：説明会は基本的には開催する。ただし自治会の判断により回覧や通知に変更することも可能とする。日時，場所，出席人数を記入する。説明会を開催した時は任意様式で参加者名簿（参加者自書）をつくり，また議事録も作成し提出すること。
- ④ 開催日時：日時については，自治会等と調整し参加しやすい曜日・時間に設定すること。
- ⑤ 開催場所：場所については，自治会等と調整し参加しやすい場所に設定すること。
- ⑥ 出席者の状況：居住者戸数のうち説明会に参加した戸数を記入する。
- ⑦ 説明を受けた者：説明会に出席した代表者を記載し名簿を作成する
- ⑧ 説明会の議事録：説明会での意見，質疑等について作成する。
- ⑨ 戸別訪問の名簿：説明会に参加できなかった者に対して，任意様式で戸別訪問説明者名簿（自書）をつくり提出すること。
- ⑩ 戸別訪問の意見等：戸別訪問時に出た意見があった場合には記入すること。

様式第 11 号 土地の埋立て等変更許可申請書

様式第 11 号 (第 13 条関係)

土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所 ①  
氏名 ②  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 12 条第 1 項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日及び指令番号	② 年 月 日 東海村指令第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
	③	④
変更の理由	⑤	

備考 東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 9 条第 3 項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付すること。

- ① 申請者：申請者の住所、氏名、電話番号を記載し、実印を押印してください。申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ② 許可を受けた年月日及び指令番号：決定通知書に記載されている許可年月日と指令番号を記載する。
- ③ 変更の内容 変更前：この変更許可申請は条例第 9 条第 2 項の第 4 号～第 10 号に挙げる区域の面積、埋立て期間、土砂発生者、土砂発生場所、埋立てに用いる土砂等の数量、施工に関する計画、周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画などを変更する場合に許可を受ける申請となる。変更部分の当初の内容を記載する。
- ④ 変更の内容 変更後：変更部分の変更後の内容を記載する。
- ⑤ 変更の理由：変更するに至った具体的な内容を記載する。

様式第 12 号 土地の埋立て等軽微変更届

様式第 12 号 (第 13 条関係)

土地の埋立て等軽微変更届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所  
氏名 ① ②  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 9 条第 1 項の許可を受けた事項を変更したので、同条例第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

許可を受けた年月日及び指令番号	② 年 月 日 東海村指令第 号	
変更の内容	変更前	変更後
	③	④
変更年月日	⑤ 年 月 日	

備考

- 届出者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写し（届出者が法人であつて、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書）を添付すること。
- 施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること。

- 届出者：決定通知書を受けた者の住所、氏名、電話番号を記載する。
- 許可を受けた年月日及び指令番号：決定通知書に記載されている許可年月日と指令番号を記載する。
- 変更内容 変更前：この軽微変更届は規則第 13 条第 2 項の第 1 号～第 3 号に挙げる埋立て期間の変更（短縮のみ）、埋立てに用いる土砂等の数量変更（減少のみ）、埋立て期間の変更及び土砂等の数量変更に伴う施工に関する計画の変更をする場合に提出する届出となる。変更部分の当初の内容を記載する。
- 変更内容 変更後：変更部分の変更後の内容を記載する。
- 変更年月日：軽微な変更を決定した年月日を記載する。

様式第 14 号 土地の埋立て等着手届

様式第 14 号 (第 15 条関係)

土地の埋立て等着手届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所 ①

氏名 ②

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 9 条第 1 項の許可に係る土地の埋立て等  
等に着手しますので、同条例第 13 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び指令番号	② 年 月 日 東海村指令第 号
着手年月日	③ 年 月 日

- ① 届出者：決定通知書を受けた者の住所、氏名、電話番号を記載する。
- ② 許可を受けた年月日及び指令番号：決定通知書に記載されている許可年月日と指令番号を記載する。
- ③ 着手年月日：土砂等による土地の埋立て等を開始した年月日を記載する。

様式第 15 号 土地の埋立て等に係る土壤調査報告書

様式第 15 号 (第 16 条関係)

土地の埋立て等に係る土壤調査報告書

年 月 日

東海村長 様

報告者 住所 ①  
氏名 ②  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 14 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて土壤の調査の結果を報告します。

許可を受けた年月日及び指令番号	② 年 月 日 東海村指令第 号
埋立て等区域	③
報告に係る試料数	④

添付書類

- 1 土壤の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- 2 土壤調査試料採取報告書 (様式第 7 号)
- 3 地質分析結果証明書 (様式第 8 号)

- ① 報告者：決定通知書を受けた者の住所、氏名、電話番号を記載する。
- ② 許可を受けた年月日及び指令番号：決定通知書に記載されている許可年月日と指令番号を記載する。
- ③ 埋立て等区域：埋立て等を行う場所の住所を記載する。
- ④ 報告に係る試料数：試料の数を記入する。埋立て等区域面積が 3,000 m<sup>2</sup>毎に区分して調査することとなっているため、村許可であれば 2 試料が最大となる。



様式第 18 号 土地の埋立て等施行管理台帳

様式第 18 号 (第 19 条関係)

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日 ( )

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称 記録者 ① ②

埋立て等区域の位置 面積 ㎡

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	搬入車両の運転者の氏名	搬入数量 (㎡)	土砂等の積込み場所
1	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

土地の埋立て等の施工作業の内容  
⑧

---

その他土地の埋立て等の施工に必要な事項  
⑨

- ① 記録者・面積：作業日数ごとに施工管理者が作成すること。埋立て等の区域の面積を記載する。
- ② 搬入時刻：土砂等を積載する車が事業区域に到着した時刻を記載する。
- ③ 搬入車両登録番号：①に記載した車のナンバーを記載する。
- ④ 搬入業者の名称：土砂等を搬入する事業者名を記載する。
- ⑤ 搬入車両の運転者の氏名：①に記載する車の運転者氏名を記載する。
- ⑥ 搬入数量：車で搬入した土砂等の数量を㎡で記載する。
- ⑦ 土砂等の積込み場所：土砂等の発生する場所を記載する。
- ⑧ 土地の埋立て等の施工作業の内容：当該日に作業を行った内容を記載する。
- ⑨ その他土地の埋立て等の施工に必要な事項：規則の別表第 3、別表第 4 に記載のある安全対策等について記載する。

様式第 19 号 土地の埋立て等完了届

様式第 19 号 (第 20 条関係)

土地の埋立て等完了届

年 月 日

東海村長 様

届出者 住所

①

氏名

②

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 9 条第 1 項の許可に係る土地の埋立て等を完了したので、同条例第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び指令番号	② 年 月 日 東海村指令第 号
計画期間	③ 年 月 日～ 年 月 日
完了年月日	④ 年 月 日

添付書類

- 1 埋立て等区域の構造に関する図面
- 2 埋立て等区域の写真
- 3 土地の埋立て等に係る土壌調査報告書 (様式第 15 号)
- 4 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- 5 土壌調査試料採取報告書 (様式第 7 号)
- 6 地質分析結果証明書 (様式第 8 号)

- ① 届出者：完了届提出者の住所、氏名を記載する。
- ② 許可を受けた年月日及び指令番号：土地の埋立て等許可決定通知書に記載された年月日と指令番号を記載する。
- ③ 計画期間：許可申請時に記載した埋立て予定期間を記載する。
- ④ 完了年月日：土地の埋立て等を完了した日を記載する。

## 9 申請様式等の提出時期について

様式	届出名称	根拠条文（規則）	提出時期
1号	土地の埋立て等事前協議書	第3条	着手の3ヶ月前
2号	土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画	第3条, 第9条	事前協議書提出時, 許可申請書提出時
3号	土地の埋立て等事前協議済書◆	第3条	— ※有効期限90日間
4号	土壌汚染又は災害の防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書	第6条	許可申請書提出時
5号	土地の埋立て等許可申請書	第9条	土地の埋立て等事前協議済書の通知日から90日以内に申請すること。
6号	土砂等発生元等証明書	第9条	許可申請書提出時
7号	土壌調査試料採取報告書	第9条, 第16条	許可申請書提出時
8号	地質分析結果証明書	第9条, 第16条	許可申請書提出時
9号	土地の埋立て等事前説明報告書	第9条	許可申請書提出時
10号	土地の埋立て等許可（不許可）決定通知書◆	第12条	—
11号	土地の埋立て等変更許可申請書	第12条	条例9条第2項第4号～第10号に係る事項を変更する前に提出
12号	土地の埋立て等軽微変更届	第12条	軽微な変更をした時から15日以内に提出
13号	土地の埋立て等変更許可（不許可）決定通知書◆	第12条	—
14号	土地の埋立て等着手届	第13条	着手する日より10日前に提出
15号	土地の埋立て等に係る土壌調査報告書	第14条	調査終了後1月以内に提出
16号	土地の埋立て等地位承継届	第17条	承継した日から30日以内提出
17号	土地の埋立て等に関する標識	第18条	許可後に設置する
18号	土地の埋立て等施工管理台帳	第19条	事務所に備え付ける
19号	土地の埋立て等完了届	第20条	完了した日から15日以内に
20号	土地の埋立て等廃止（休止）届	第20条	休止又は廃止した日から15日以内
21号	土地の埋立て等再開届	第20条	再開する10日前までに提出
22号	土地の埋立て等許可取消書◆	第23条	—
23号	土地の埋立て等中止命令書◆	第24条	—
24号	土地の埋立て等停止命令書◆	第24条	—
25号	土地の埋立て等措置命令書◆	第24条	—
26号	身分証明書◆	第26条	—
	誓約書	条例第10条1項6号	許可申請書提出時※参考様式有り
	法定代理人届	条例第10条1項6号	許可申請書提出時※参考様式有り

※ ◆は、村で作成・交付する文書の様式です。

## 10 その他の書類について

本申請時の添付書類（P13 参照）は、以下に留意し作成してください。

- ① 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図  
縮尺 1/25,000～1/10,000 程度で、道路、地勢等の周辺状況が判別できるもの。
- ② 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し  
申請する前3カ月以内に発行された、登記官の認証文や登記官印が付せられた証明書を添付してください。登記情報提供サービスにより発行された証明書は、法的な証明力がないため添付書類とは認めません。
- ③ 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
  - ア 現況平面・断面図：縮尺は土地の埋立て等を実施する区域の現況の形状が判別できるもの。
  - イ 面積計算簿：実測に基づく求積図を作成してください。
- ④ 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
  - ア 計画平面・断面図：縮尺は、土地の埋立て等施工完了後の土地の形状が判別できるもの。
  - イ 雨水排水計画図：縮尺は、排水処理工程が判別できるものとし、排水計画の根拠となった流量計算書も併せて添付してください。
- ⑤ 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書  
土地の埋立て等の計画に基づいて予定数量を計算した書類を作成し添付すること。
- ⑥ 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面  
土砂等の発生場所から土地の埋立て等区域までの運搬経路を記載する。
- ⑦ 土地の埋立て等を行おうとする者の住民票の写し（土地の埋立て等を行おうとする者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書  
申請する日前3カ月以内に発行されたものを添付する。
- ⑧ 土地の埋立て等を行おうとする者が条例第10条第6号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- ⑨ 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書類（埋立て等区域が自己所有でない場合に限る。）
- ⑩ 工事請負契約書の写し（土地の埋立て等を行おうとする者が他の者に土地の埋立て等の施

工を請け負わせる場合に限る。)

- ⑪ 施工管理者の住民票の写し
- ⑫ 土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元等証明書（様式第6号）
- ⑬ 土砂等の発生から処分までのフローシート
- ⑭ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所に係る位置を示す図面，現況平面図及び面積計算書
- ⑮ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において，土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第7号）及び地質分析結果証明書（様式第8号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。）
- ⑯ 擁壁の構造計画，応力算定及び断面算定を記載した構造計算書（埋立て等区域内に擁壁を設置する場合に限る。）
- ⑰ 周辺関係者に対する土地の埋立て等事前説明報告書（様式第9号）
- ⑱ 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- ⑲ 前各号に掲げるもののほか，村長が必要と認める書類